

契約情報

年 度	令和2年度
発注機関	畜産研究所
工事名称	鶏糞乾燥機修繕工事
施工場所	関市迫間地内 畜産研究所養豚・養鶏研究部関試験地
契約方式	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、1者見積もりによる随意契約とした。
契約年月日	令和3年1月25日
契約業者名	中部エコテック（株）名古屋事業所
契約業者住所	愛知県名古屋市南区白水町36番地179
契約金額 （税込）	1,122,110円
施工期間	令和3年1月25日～令和3年3月29日
工事概要	平成5年に設置した「鶏糞乾燥機」が老朽化等により、令和2年12月に故障し、鶏糞の生産ができない状況になったため、製造会社の修繕担当子公司に修繕工事を依頼、実施した。

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>【鶏糞乾燥装置の修繕の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏糞乾燥装置は、鶏舎から発生する鶏糞を発酵・乾燥処理し、年間2000袋を超える有機肥料を生産するために必要不可欠な施設になる。 ・老朽化（平成5年に中部飼料(株)から購入）が進んだ機械であるが、再編工事で新環境部門施設が稼働する令和5年度までは稼働させることが必要となっている。 ・また、令和3年7月頃からは、一貫豚舎から出る豚糞の処理も担う。 <p>【今回の修繕に至る経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月に故障が発生したため、中部エコテック(株)に修繕を依頼し、機械を分解したところ、予定の「軸交換」では足りず、「減速機」そのものの交換が必要という判断になり、修繕工事が中断している。 <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>【修繕対象機械の特殊性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在広く使われている機械でなく、旧型の機械であるため、当該機械について熟知している生産会社及び関連会社でないと確実な修理対応ができなくなっている。 <p>【発注予定企業の性格…修繕担当子会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部飼料(株)製品の修繕は、専ら子会社である中部エコテック(株)が担う形になっているため、改めて今回の修繕工事を依頼できる相手先は中部エコテック(株)しかない。 <p><契約予定先></p> <p><input type="checkbox"/> 名古屋市南区白水町36-179 中部エコテック株式会社</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。